

# 訴 状

# 訴 状

2024年6月6日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告代理人弁護士 <sup>かん</sup>神 <sup>はら</sup>原 <sup>はじめ</sup>元  
同 <sup>なか</sup>中 <sup>い</sup>井 <sup>まさ</sup>雅 <sup>ひと</sup>人

〒102-0083 東京都千代田区麴町4丁目 参議院議員麴町宿舍

原 告 <sup>おお</sup>大 <sup>つばき</sup>椿 <sup>ゆう</sup>裕 <sup>こ</sup>子

〒211-0004 川崎市中原区新丸子東2-895

武蔵小杉ATビル505号室 武蔵小杉合同法律事務所（送達場所）

Tel : 044-431-3541 Fax : 044-422-5315

原告代理人弁護士 神 原 元

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満4丁目5-5 マーキス梅田601

暁法律事務所

TEL 06-6948-6105 FAX 06-6948-6103

原告代理人弁護士 中 井 雅 人

被 告 <sup>い</sup>井 <sup>かわ</sup>川 <sup>もと</sup>意 <sup>たか</sup>高

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金710万円

貼用印紙額 金4万円

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対し、金550万円及びこれに対する2024年5月27日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
  - 2 被告は、別紙投稿目録記載の投稿を削除せよ
  - 3 訴訟費用は、被告の負担とする
- との判決及び第1項につき仮執行の宣言を求める。

## 請 求 の 原 因

### 第1 当事者

#### 1 原告

- (1) 原告は参議院議員であり、社民党副党首である。
- (2) 原告はソーシャルネットワークサービス「X」に「@ohtsubakiyuko」のアカウントをもっている。フォロワー数は2万4000である（甲1）。

#### 2 被告

- (1) 被告は元大王製紙代表取締役社長であり、複数の著作がある（甲2）。
- (2) 被告はソーシャルネットワークサービス「X」に「@IkawaMototaka」のアカウントをもっている。フォロワー数は18万6000である（甲3）。

### 第2 請求の原因①～差別的言動による人格権侵害

#### 1 本件に至る経緯

- (1) 毎日新聞は、2024年5月24日、「『共生社会に逆行』永住外国人、許可取り消し要件厳格化を批判」と題する記事を公表した（甲4）。

当該記事は、外国人技能実習に代わる新制度「育成就労」を創設と引きあわせで国会提出審議されている永住許可取消事由を拡大させる入管法改定案について批判する集会を紹介する内容であった。

- (2) 原告は、同日、前記「X」にて、甲4の記事を引用しつつ「こちらの集会

に、私もオンラインで参加をしました。政府は、永住許可を取得した人々の不安にしっかり耳を傾けるべきです。#永住許可取消しに反対します」と投稿した（甲5）。

原告の投稿に対し「共生社会って言うけど、有料記事だと何が問題なのか分かりづらいし、そもそも犯罪を起こすな、まともに働けるなら税を滞納するなって当たり前の話よね。とりあえず日本人と同じで刑務所入れば納得するんか？」（甲6）といった疑問が市民からあがった。

原告は、市民の疑問に対して「永住許可の取り消しは、あまりにも行き過ぎです。税金を払わない日本人と同様に扱えば良いだけの事です」（甲7）

(3) すると、被告は、2024年5月25日、甲7の投稿を引用しつつ「まずおまえの永住許可を取り消したいわ 反日 クソクズ 在日が！」（甲8、以下「本件投稿1」という）と投稿した。

(4) 驚いた原告が、5月26日午前0時7分、「排外主義者は私に絡まないで。他の人にも迷惑かけないで」（甲9）と応答すると、被告は、同日午前0時22分さらに以下のとおり投稿した。

「日本に住みながら 反日のクソクズめが 祖国に還れ！半島人めが！」（甲10、以下「本件投稿2」という）

(5) 被告は、5月26日午後10時28分、以下のとおり投稿した。

「大椿とか 日本人じゃない クソクズが 調子に乗ってんじゃねえ 祖国に帰れ」（甲11、以下「本件投稿3」という）。

(6) 被告は、5月27日、以下のとおり投稿した。

「大椿 元々日本人じゃないこと 否定しないよな こういう 反日 日本の敵が 国会議員してるから この国が ダメになるんだわ」（甲12、以下「本件投稿4」という）

## 2 本件に適用すべき法理

### (1) 日本国憲法

(13条)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(14条1項)

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない(14条1項)。

(2) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(平成7年条約第26号、以下「人種差別撤廃条約」という。)

(1条1項)

この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

(2条1項柱書)

締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。

(2条1項d項)

各締約国は、すべての適当な方法(状況により必要とされる場合は、立法を含む。)により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる

(4条柱書)

締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人

種的憎悪及び人種差別（形態のいかんを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。

（6条）

締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

- (3) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号、以下「差別的言動解消法」という。）

（前文）

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。もとより、このような不当な差別的言動はあってはなら  
（ない）。

（2条）

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑する

など、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(4) 2023年横浜地方裁判所川崎支部判決（甲13）

横浜地裁川崎支部2023年10月12日判決（甲13、横浜地方裁判所川崎支部令和3年（ワ）第913号判決）は、インターネット上で「さっさと祖国に帰れ」等と人種差別的な言動がなされた事案について以下のとおり述べ、金100万円の慰謝料を認定した。

「憲法13条に由来する人格権、すなわち、本邦外出身者であることを理由として地域社会から排除され、また出身国等の属性に関する名誉感情等個人の尊厳を害されることなく、住居において平穏に生活する権利は、本邦外出身者について、日本国民と同様に享受されるべきものである。そうすると、本件記述1の記載は、本邦外出身者である原告について、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動であるから、住居において平穏に生活する権利等も人格権に対する違法な権利侵害に当たり、本件投稿1の投稿は不法行為を構成する。」（11頁）。

(5) 2023年東京高等裁判所判決（甲14）

2023年6月28日、『全国部落調査』復刻版の差し止めと、違法な差別行為として損害賠償を求めた出版裁判の控訴審判決では、憲法13条の幸福追求権、14条1項の平等権の趣旨を踏まえ「人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る人格的な利益」を侵害するとした（14頁、東京高等裁判所令和4年（ネ）1893号等各損害賠償等控訴事件）。

### 3 本件へのあてはめ

- (1) これを本件各投稿についてみるに、本件投稿1乃至4は、「反日 クソクズ 在日が！」（本件投稿1）、「日本に住みながら 反日のクソクズめが 祖国に 還れ！半島人めが！」（本件投稿2）「大椿とか 日本人じゃない クソクズが

調子に乗ってんじゃねえ 祖国に帰れ」(本件投稿3)「大椿 元々日本人じゃないこと 否定しないよな こういう 反日 日本の敵が 国会議員してるから この国が ダメになるんだわ」(本件投稿4)というものであるから、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑し、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動に該当する。

また、本件投稿1乃至4は、民族的出身に基づく排除であって、公的生活の分野における平等の立場での人権を行使することを妨げる目的及び効果を有するものであるから人種差別撤廃条約にいう「人種差別」に該当する。

(2) そして、「人は誰も、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る人格的な利益」(前記2023年東京高裁判決)と、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、人種差別撤廃条約にいう「人種差別」はそのような人格的利益を侵害するものであるから、民法上不法行為と評価される。

(3) この点、原告は日本人であり本邦外出身者に当たらないから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、人種差別撤廃条約にいう「人種差別」は当たらないとの反論があり得る。

しかし、「人は誰も、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る人格的な利益」を有するのであるから、その利益が侵害された場合に、日本人であるか本邦外出身者であるかにより取り扱いに差を設ける理由はない。

また、関東大震災の際、多くの日本人が朝鮮人に間違えられて殺された事例をみれば、不当な差別的言動・人種差別を向けられた対象が真に本邦外出身者であるか、実は日本人であったかによって、被害者が受ける恐怖やその人格に対する侵害の程度、当該行為の悪質さや社会的影響が異なるわけではない。

よって、不当な差別的言動・人種差別を向けられた対象が日本人であったとしても、民法上違法との評価は変わらないと解すべきである。

(4) したがって、本件投稿1乃至4は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、人種差別撤廃条約にいう「人種差別」に該当し、原告の「不当な差別を受



けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る人格的な利益」  
（前記2023年東京高裁判決）を侵害するものであるから、民法上不法行為と評価される。

### 第3 請求の原因（その2）～名誉毀損

#### 1 法規範

- (1) 名誉毀損とは「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害」すること（最高裁昭和61年6月11日判時1194号3頁）をいう。
- (2) 「名誉を毀損するとは、人の社会的評価を傷つけることに外ならない。それ故、所論新聞記事がたとえ精読すれば別個の意味に解されないことはないとしても、いやしくも一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従う場合、その記事が事実を反し名誉を毀損するものと認められる以上、これをもつて名誉毀損の記事と目すべきことは当然である。」（最高裁昭和31年7月20日判決民集10巻8号1059号）
- (3) 「名誉毀損は、問題とされる記述が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価、すなわち社会的評価を低下させた場合に成立しうるものであるところ、当該記述が人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断するのが相当であり、また、単に当該記述の断片的な文言だけを見たとき、人の社会的評価を低下させるような事実を摘示していない場合であっても、当該記述の前後の文脈等を総合的に考慮すると、一般の読者をして、当該記述が間接的ないしえん曲に人の社会的評価を低下させる事実をいうものと理解されるならば、当該記述は、社会的評価を低下させる事実を摘示するものというべきである。」（神戸地裁尼崎支部平成20年11月13日判決、甲15・6頁）

#### 2 あてはめ①～社会的評価の低下

(1) これを本件各投稿についてみるに、これらは「反日 クソクズ 在日が！」

(甲 8) 「祖国に還れ！半島人めが！」 (甲 1 0) 「大椿とか 日本人じゃない クソクズが 調子に乗ってんじゃねえ 祖国に帰れ」 (甲 1 1) 「大椿 元々日本人じゃないこと 否定しないよな こういう 反日 日本の敵が 国会議員してるから この国が ダメになるんだわ」 (甲 1 2)」と述べるから、要するに、原告が朝鮮半島の出身者であるとの事実を摘示し、それを根拠に「こういう 反日 日本の敵が 国会議員してるから この国が ダメになるんだわ」と論評するものであると解される。

(2) しかるに、原告が朝鮮半島出身者であるとの事実は本来価値中立的な事実であるとも解し得るから、通常であればそのような事実を摘示したとしてもその人の社会的評価は低下しないとも解し得る。

しかしながら、本件においては、毎日新聞が外国人技能実習に代わる新制度「育成就労」を創設するための関連法改正案が永住許可の取り消し要件を拡大する規定を含むことについて批判的な集会を紹介する記事 (甲 4) を紹介し、原告が甲 4 の記事を引用しつつ「こちらの集会に、私もオンラインで参加をしました。政府は、永住許可を取得した人々の不安にしっかり耳を傾けるべきです。#永住許可取消しに反対します」 (甲 5) したことについて、被告が「まず おまえの 永住許可を 取り消したいわ 反日 クソクズ 在日が！」 (本件投稿 1) 「こういう 反日 日本の敵が 国会議員してるから この国が ダメになるんだわ」 (本件投稿 4) と投稿したものである。

前記のとおり、単に当該記述の断片的な文言だけを見たとき、人の社会的評価を低下させるような事実を摘示していない場合であっても、当該記述の前後の文脈等を総合的に考慮すると、一般の読者をして、当該記述が間接的ないしえん曲に人の社会的評価を低下させる事実をいうものと理解されうるならば、当該記述は、社会的評価を低下させる事実を摘示するものというべきであるところ (甲 1 5)、本件各投稿当該記述の前後の文脈等を総合的に考慮すると、要するに、永住許可取消事由拡大に関する原告の発言に反発する文脈で、原告は朝鮮半島の出身者であるがゆえに「反日」すなわち日本の国益を損なう

者であり、それゆえに国会議員にふさわしくないと述べるものであるといえる。

そうすると、本件各投稿は、一般の読者をして、原告は朝鮮半島の出身者であるがゆえに「反日」すなわち日本の国益を損なう者であり、国会議員にふさわしくないと印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる事実をいうものと理解されうるといえるから、本件各投稿は原告の社会的評価を低下させる。

- (3) よって、本件各投稿は、原告の社会的評価を低下させ、民法上不法行為に該当する。

### 3 あてはめ②真実性又は真実相当性

- (1) 「事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される」（最高裁昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁）。

- (2) この点、原告の議員としての適格性や資質に関する事実は公共の利害に関する事実である。

しかしながら、被告の一連の発言は単なる嫌がらせ、炎上目的であり、「公益目的」は認められない。また、原告の国籍は日本であり、朝鮮半島にルーツを持つとの事実もないから、摘示された事実がその重要な部分は真実ではない。

- (3) また、被告において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があつたともいえない。

### 4 結論

以上から、本件各投稿は原告の名誉を毀損するものであり、その点からも不法行為と評価される。

#### 第4 請求の原因3～名誉感情毀損

##### 1 法規範

社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合には名誉感情毀損として不法行為が成立する（最高裁平成22年4月13日判決（民集64巻3号758頁））。

##### 2 あてはめ

この点、本件各投稿は、原告が朝鮮半島出身者であるという誤った認識を前提に「まず おまえの 永住許可を 取り消したい」「反日」「クソクズ」「祖国に 還れ！半島人めが！」「日本の敵」等とあらん限りの誹謗中傷を行い、原告を著しく侮辱するものであるから、社会通念上受忍すべき限度を超えた侮辱であるといふべきであって、名誉感情毀損が成立する。

##### 3 結論

よって、本件各投稿は、この点からも不法行為と評価される。

#### 第5 損害

##### 1 原告の精神的苦痛

人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る人格的な利益を有するところ、本件各投稿は、原告を朝鮮半島出身者であるとの思い込みを前提に、原告を差別し、その平穏な生活を脅かすものであって、強い衝撃を受け、著しい精神的苦痛を受けた。

また、原告は、立法府の一員として外国人を巡る法改正について誠実に意見を述べたものであるところ、被告から朝鮮半島の出身者であるがゆえに「反日」すなわち日本の国益を損なう者であり、国会議員にふさわしくないとの印象を拡散され、その社会的評価を低下させられたものであって、その苦痛は図りしれない。

さらに、「反日」「クソクズ」という罵倒文言も原告にとって予想外であり、強い衝撃を受けるものであった。

そして、被告は複数の著作のある著名人であり、SNSのフォロワーは18万人

を超えていたから、その影響力は極めて大きく、原告の被害は極めて深刻なものであった。

## 2 被告の行為の悪質性

- (1) ところで、「我が国が加入する人種差別撤廃条約は、「人種差別」について「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」と定義し（1条1項）、「締結国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。」と規定し（2条1項柱書き）、さらに、「締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。」と規定している（6条）。この人種差別撤廃条約は、国法の一形式として国内法的効力を有するものの、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、憲法13条、14条1項と同様、もっぱら公権力と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。しかし、その趣旨は、本件事案において民法709条等の実定法を解釈適用するに当たっても、十分に留意、尊重しなければならない。即ち、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、条約が「人種差別」として禁止し終了させる措置を求める行為の悪質性を基礎付けることになり、当該不法行為の違法性、非難可能性の程度を評価するにあたって十分に考慮しなければならない。」（高松高等裁判所平成28年4月25日判決、甲16・13頁、なお、当該事件の原告は日本国籍であり、朝鮮半島にルーツもない者であつ

た)。

- (2) また、高松高裁判決後、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年法律第68号、以下「差別的言動解消法」という。)が制定され、「不当な差別的言動はあってはなら(ない)」と定められている。

差別的言動解消法の趣旨は広く社会に定着したものと解されるから、被告の発言が不当な差別的言動に該当するとの事実は、当該不法行為の違法性、非難可能性の程度を評価するにあたって十分に考慮しなければならない。

- (3) この点、被告の発言は、原告が朝鮮半島出身者であるとの根拠もなく決めつけるだけでなく、その事実をもって「反日」「クソクズ」等と罵倒し、国会議員の資質にも言及するものであるから、明らかに「人種差別」「不当な差別的言動」であり、人種差別思想に基づくものであるから、その違法性は重大かつ深刻で、その行為は極めて悪質なものであり、非難可能性の程度は極めて高いといわなければならない。

### 3 小括

よって、原告の精神的苦痛の大きさと、被告の行為の違法性の重大さ、深刻さ、悪質性、非難可能性の程度が高いこと等を考慮すれば、原告の精神的苦痛を慰藉するに足りる慰謝料は金500万円をくだらない。

また、原告は、損害賠償請求訴訟を提起するために弁護士に依頼せざるを得なかった。原告が弁護士費用として負担すべき金員のうち、本件不法行為と相当因果関係にあるのは請求額の一割に当たる金50万円である。

## 第6 請求原因④～削除請求権

### 1 法規範

「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償(民法710条)又は名誉回復のための処分(同法723条)を求めることができるほか、人格権としての名

誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。けだし、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利といふべきであるからである。」（最高裁昭和61年6月11日大法廷判決民集40巻4号872頁）そして、「その判断に当たっては、当該侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、侵害行為によって受ける被害者側の不利益と表現行為の有する価値とを比較衡量して決すべきである」（東京地裁平成23年4月22日判時2130号21頁）

## 2 あてはめ

この点、本件各投稿は、原告は朝鮮半島の出身者であるとの虚偽の事実を前提に「反日」すなわち日本の国益を損なう者であり、国会議員にふさわしくないと決めつけるものであり、原告の社会的評価を著しく低下させるものである一方、真実性や真実相当性をうかがわせる事情もなく、かつ、「人種差別」「不当な差別的言動」であるから、違法性の程度が高く、非難可能性も高い。

したがって、侵害行為によって受ける被害者側の不利益と表現行為の有する価値とを比較衡量しても、表現行為を保護すべき理由が見当たらない。

## 3 結論

よって、原告は、請求の趣旨第2項記載のとおり、人格権に基づく妨害排除請求権として、被告に対し、本件記事の削除を求めることができる。

## 第7 まとめ

よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権として金550万円及びこれに対する最終不法行為日である2024年5月27日から支払済みまで年3分の遅延損害金の支払い、並びに人格権に基づく妨害排除請求権として本件各記事の削除を請求すべく、訴訟に及ぶ次第である。

以上

証 拠 方 法

証拠説明書のとおり

付 属 書 類

- |   |       |     |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴状副本  | 1通  |
| 2 | 訴訟委任状 | 1通  |
| 3 | 証拠説明書 | 2通  |
| 4 | 甲号証写し | 各2通 |



(別紙)

投稿記事目録

	投稿日時	投稿内容	証拠
①	2024/5/25 20 : 48	まず おまえの 永住許可を 取り消したいわ 反日 クソクズ 在日 が！ <a href="https://twitter.com/IkawaMototaka/status/1795814401913880581">https://twitter.com/IkawaMototaka/status/1795814401913880581</a>	甲 8
②	2024/5/26 0 : 22	日本に住みながら 反日のクソクズめが 祖国に還れ！半島人めが！ <a href="https://twitter.com/IkawaMototaka/status/1794388484662374513">https://twitter.com/IkawaMototaka/status/1794388484662374513</a>	甲 10
③	2024/5/26 22 : 28	大椿とか 日本人じゃない クソクズが 調子に乗ってんじゃねえ 祖 国に帰れ <a href="https://twitter.com/IkawaMototaka/status/1794722309443596346">https://twitter.com/IkawaMototaka/status/1794722309443596346</a>	甲 11
④	2024/5/27 1 : 03	大椿 元々日本人じゃないこと 否定しないよな こういう 反日 日 本の敵が 国会議員してるから この国が ダメになるんだわ <a href="https://twitter.com/IkawaMototaka/status/1794761272640287009">https://twitter.com/IkawaMototaka/status/1794761272640287009</a>	甲 12